

2022年8月30日

東京都知事
小池百合子 殿

きょうされん東京支部
会長 青柳 浩二



新型コロナウイルス感染症に関わる緊急要望書(第7次)

日頃より、障害福祉に多大なるご尽力を賜り心より感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に関わっては、障害のある人の命や健康、くらしを守ることができるようご対応賜り、心より感謝申し上げます。

さて、これまでも要望させていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症による影響が深刻化、長期化する中で、障害のある人々への影響、それを支える障害福祉事業所への影響が様々な形で生じてきています。特にいわゆる第7波と呼ばれる現在の感染爆発では、入所施設をはじめ、大規模なクラスターがあちこちで発生するなど、その影響は大変深刻です。当会の会員施設への調査では、8割を超える施設で関係者に感染が生じており、その6割以上が利用者となっており、施設内での2次感染も17%を超えています。こうした中、発熱外来など医療機関への受診ができない、グループホームで感染や濃厚接触があり、複数への2次感染が生じた等、様々な影響が生じています。重症者の絶対数は急激に増え、医療体制や保健所機能も著しく逼迫し、施設が独自にPCR検査キットを提供する例や一定の行動制限を判断せざるを得ない危機的な状況です。

つきましては、障害のある人が安心して生活し続けることができるよう、以下のとおり要望いたします。切実な実態をお伝えする観点から、既に要望させていただいている事項についても含まれておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

<東京都への要望事項>

1. 障害のある人が感染した場合の対応等について

劇的な感染拡大により、感染した障害のある人の支えは、家族や障害福祉サービス事業所等に負担がのしかかり、高熱が続く場合や基礎疾患のある方でも入院や治療を受けられていません。また、入所施設やグループホームなどの集団生活の場では、クラスターが発生し、多くの障害のある人たちが感染リスクに晒されています。

こうした深刻な事象について、都として状況を把握するとともに、障害のある人、特に基礎疾患がある等重症化リスクが高い人がくらししている事業所においては、必ず入院治療、宿泊療養ができるよう、対策を講じてください。

また、重症化リスクの高い障害のある人が感染した場合等に速やかに対応できるよう、専用の窓口を設置してください。

2. 検査体制の強化について

現在、入所施設やグループホームの職員については、毎週のPCR検査の実施、障害福祉サービス事業所の職員については、週に2回の抗原検査が実施できるよう、検査キットの提供等が行なわれていますが、この対象に利用者を加えてください。

また、事業所内で感染が発生した場合には、提供された検査キットを柔軟に使用できるよう、使用の要件を緩和してください。

3. 人員基準等の臨時的な取扱いの徹底について

現在、在宅支援については、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」による、「サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合に利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能」との臨時的な取扱いが認められていない事例が生じています。各自治体が柔軟な取扱いを行なうよう通知の周知及び徹底をお願いします。

4. 事業所への支援について

感染の爆発的な広がりにより、複数の感染が同時並行して生じる、また、濃厚接触者となった職員が出勤できない等、支援現場は多忙を極めています。報告事務の簡略化や明確なガイドラインの提示、衛生品や検査キットの支給等、実態をタイムリーに把握し、柔軟な対応や支援策を速やかに講じてください。

5. 生産活動を行なっている事業所に対する支援について

生産活動を行なっている事業所では、新型コロナウイルス感染症の影響により受注作業の減少や販売機会の減少等、収入が大幅に落ち込んでいるところが少なくありません。そのため利用者の工賃の捻出が厳しい状況に陥っており、その影響が長期化しています。これまでの工賃水準が維持できるよう減収が著しい事業所に対して支援を行なってください。

以上